

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年4月から同年9月まで

申立期間①については、はっきりとは覚えていないが、A市に転入後、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたのではないかと。

申立期間②については、その後の期間の国民年金保険料を追納した時に、申立期間②の保険料についても一緒に追納したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫は、「申立期間①である昭和53年度は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと思う。」と供述しており、その理由として、申立期間①直前まで勤務していた会社を退職後、A市で、申立人が自身の代わりに国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も申立人が夫婦二人分を納付していた記憶があること、申立期間①当時は前年度の収入があり、経済的に保険料を納付する余裕があったこと、及び翌年度以降は子供の養育費など支出が多くなったことから免除申請を行うこととしたことなどを挙げているところ、申立人の夫の国民年金加入手続は、その国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、昭和53年4月に同市で行われたとみられ、申立人の夫の供述と符合している上、申立期間①直前の申立人の夫の厚生年金保険に係る標準報酬月額は、当時としては比較的高額であり、申立期間①当時、経済的に保険料を納付する余裕があったとする供述も不自然ではないなど、申立期間①について、その当時国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の説明に不合理な点は見当たらない。

また、申立人夫婦共、申立期間①を除く国民年金加入期間に未納は無く、申

立期間①後の申請免除期間に係る保険料も追納している(申立期間②を除く。)など、申立人夫婦の納付意識は高かったものとみられることなどを勘案すると、申立期間①について、その夫の国民年金加入手続を適切に行っているにもかかわらず、あえて自身の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、「申立期間②直後の国民年金保険料を追納した時に、申立期間②の保険料も追納したと思う。」としているところ、申立期間②直後の昭和54年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料は60年1月に追納されているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び同年7月以降居住しているB市の国民年金被保険者名簿共、申立期間②は保険料の未納期間となっている上、オンライン記録において、平成16年10月に、申立期間②が未納期間から申請免除期間に訂正されていることから、同年同月に記録が訂正されるまで、申立期間②は申請免除期間ではなく未納期間として管理されていたものと推認でき、昭和60年1月に追納を行った時点では、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年4月から同年9月まで

国民年金には、退職後、昭和53年4月にA市に転居してから、妻が加入手続を行った。昭和53年度については、前年度までの収入があり、経済的に余裕があったため、妻が、私たち夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料は納付済みであると思う。

申立期間②については、昭和54年度以降、しばらくの間は、子供の養育費など支出が多くなったことから、国民年金保険料の免除申請を行っていたと思うので、保険料納付の具体的な記憶は無いが、納付は妻と同一であったので、妻が納付したとのことならば、私の分も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和53年4月にA市において払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃同市において行われたと考えられ、申立人の供述と符合している上、申立期間①は、当該記号番号により国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、「昭和53年度については、前年度までの収入があり、経済的に余裕があったため、国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、申立期間①直前の厚生年金保険に係る標準報酬月額額は、当時としては比較的高額であることが確認でき、申立期間①について、保険料を納付することができる経済状況であったとする申立人の供述に不合理な点は見当たらない

上、申立期間①後に国民年金保険料の免除申請を行うこととなった経緯についての説明も具体的かつ詳細であることから、申立期間①の保険料納付に係る申立内容は信憑性^{びょう}が高いものと考えられる。

以上の状況に加えて、申立人夫婦共、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無く、申立期間①後の申請免除期間に係る国民年金保険料も追納している（申立期間②を除く。）など、申立人夫婦の納付意識は高かったものとみられることなどを勘案すると、申立期間①について、適切に国民年金加入手続を行っているにもかかわらず、あえて国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、上述のとおり、申立人は、昭和54年度については国民年金保険料の免除申請を行ったとしており、保険料納付についての具体的な供述は無い上、保険料納付を行っていたとする申立人の妻は、「申立期間②の国民年金保険料は、申立期間②直後の期間の追納を行った際に併せて追納したと思う。」としているところ、申立期間②直後の昭和54年10月から56年1月までの期間の保険料は63年2月に追納されているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿共、申立期間②は保険料の未納期間となっている上、オンライン記録において、平成16年10月に、申立期間②が未納期間から申請免除期間に訂正されていることから、同年同月に記録が訂正されるまで、申立期間②は申請免除期間ではなく未納期間として管理されていたものと推認でき、昭和63年2月に追納を行った時点では、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するのは当然だという思いがあり、平成11年1月に退職した時には、9年8月の退職時と同様、すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していた。この時は、途中から口座振替に切り替えた。当時、社会保険事務所（当時）から、保険料に未納があると連絡を受け、納付に出向いたことがあり、申立期間についても必ず納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成11年4月の保険料は同年5月10日に現年度保険料として、同年同月の保険料は12年5月31日に過年度保険料として納付されており、また、11年6月以降の保険料については、その納付日等から判断して、口座振替により納付されたものとみられることから、同年5月の保険料は、口座振替の手続後、振替が間に合わず未納となったため、12年5月に過年度納付されたものと考えられるところ、当該過年度納付の時点で、申立期間の保険料についても過年度納付することが可能であった。

また、オンライン記録において、申立人に過年度納付書が作成された記録が無く、申立人も、「当時、国民年金保険料に未納があると言われ、社会保険事務所に出向いて納付した記憶がある。」と供述していることから、平成11年5月の国民年金保険料は、12年5月31日に、社会保険事務所の窓口において、国民年金保険料領収証書により収納された可能性が高いと考えられるが、この場合、当該過年度納付の時点で、先に時効により保険料を納付できなくなる申立期間の保険料を納付せず、11年5月の保険料のみ過年度納付することは不自然であり、通常考え難い。

さらに、申立人から提出された、平成11年1月から13年3月までの銀行口座の出入金記録が確認できる取引明細表から、12年5月31日に4万3,000円が出金されていることが確認できることから、この金額は、11年5月と申立期間の計4か月分の国民年金保険料の総額としては、やや足りないものの、11年5月のみの保険料額を大きく上回っている上、この前後の出金記録をみると、1万円に満たない金額の出金が多数みられることから、当時、申立人は、基本的に必要な金額をその都度引き出していたものと考えられ、12年5月31日の出金についても、その時点で、一月分の保険料額を大きく上回る金額が必要な状況であったことがうかがわれる。

加えて、申立期間が3か月と短期間であることや、申立期間を除く国民年金加入期間に未納が無いことなどを勘案すると、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1148

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで

昭和44年度になってから、集金人が、当時居住していたA市の自宅に国民年金手帳を持ってきてくれて、その時に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年度になってから、自宅に訪れた集金人から国民年金手帳を受け取り、その際、申立期間の国民年金保険料を遡及して納付した記憶があると供述しているところ、申立人には、昭和44年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年5月に当該記号番号に係る国民年金手帳が発行されていることから、44年度になってから国民年金手帳を受け取ったとする供述と符合している上、申立人は、当該記号番号により、43年9月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、44年5月の時点で、申立期間の保険料は過年度納付可能であることから、国民年金手帳を受け取った際に保険料を遡及納付したとする供述も不合理なものではない（なお、昭和44年3月に払い出された国民年金手帳記号番号は、49年8月に、35年11月に払い出された記号番号に統合されている。）。

また、申立人と同時期にA市において国民年金に加入したとみられる、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況をオンライン記録等により確認すると、納付記録が確認できた被保険者のうち、申立人と同様、昭和44年3月以前の期間について遡及して国民年金被保険者資格を取得している被保険者については、その大部分が当該期間のうち過年度納付可能な期間について過年度納付している。

以上の状況に加えて、申立期間が短期間であることや、申立期間を除く国民

年金加入期間に未納は無く、全て国民年金保険料を納付又は免除申請していることなどを勘案すると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月30日から同年3月1日まで

昭和36年4月1日にB社へ入社してから退職するまで、グループ会社であるA社に継続して勤務していた。最初は出張という形態で勤務し、その後同社に移籍したが、退職したことは無かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書は保持していないものの、申立期間に勤務形態、職種、給与の額及び受取方法等に変更は無く、A社に継続して勤務していたと主張している。

また、申立期間について、A社における申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚から、「申立人が途中退社したことは無く、申立期間に同じ業務に従事し継続して勤務していた。」との供述が得られた。

加えて、A社の事業主に照会したところ、「申立人は、申立期間に継続して勤務し、厚生年金保険に継続して加入していたと思うが手続を担当していた義母は既に死亡しており詳細は不明である。」と供述しているところ、申立人と同様にB社からA社に異動している同僚は、B社において被保険者資格を喪失した日と同日、又は同月内に、A社において被保険者資格を取得し

ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 1149 (事案 1010 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年8月までの期間及び10年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年8月まで
② 平成10年2月から同年6月まで

申立期間については、離職後、町役場で国民年金加入手続を行い、送られてきた納付書に沿って国民年金保険料を納付した。前回、申立期間について、納付記録の訂正が認められないとの通知を受けたが、10年も20年も前のことを具体的に覚えていないという理由で判断されることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続に係る具体的な記憶は無く、国民年金保険料納付についての記憶も曖昧であり、被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付の状況が不明であること、ii) 申立期間①について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①は国民年金の未加入期間となっていること、iii) 申立期間②について、申立人による国民年金被保険者資格喪失手続が行われていないことがうかがわれること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、自身の記憶が明確でないことを理由として申立期間の国民年金保険料納付が認められないことは納得できないとしているが、申立期間に係る申立てについては、上述のとおり、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付の状況が不明であることのほか、申立期間①について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当

たらず、未加入期間となっていることや、申立期間②に係る被保険者資格喪失手続が申立人により行われていないことがうかがわれること等を理由として、保険料を納付していたものと認めることができないと決定されたものであり、申立人の記憶が明確でないことのみを理由としているものではない。このため、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 63 年 4 月 1 日から勤務するため、同年 3 月末頃に A 市から B 町に転入した。転入の届出を行った際、窓口の職員から、国民年金保険料を納付していない申立期間について、毎月、一月分ずつ支払っていくことができると説明を受けた。それ以降、毎月、申立期間の保険料を一月分ずつ納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除期間である申立期間について、国民年金保険料を遡及納付したとしていることから、追納に係る申立てであると考えられるところ、制度上、申請免除期間の保険料を追納する場合、被保険者からの追納の申出に基づき、社会保険事務所（当時）において納付書が作成されることとなるが、オンライン記録をみても、申立期間について、追納の申出が行われた形跡は無い。

また、申立人には、昭和 60 年 8 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金保険料の追納を行うこととなるが、オンライン記録の当該記号番号に係る住所変更履歴をみると、A 市から B 町への住所変更年月日として、平成 18 年 11 月 1 日と記録されており、住民登録を異動した日ではなく、国民年金被保険者資格の再取得年月日と一致していることから、当該住所変更処理は、被保険者資格再取得処理と併せて行われたものであるとみられ、同日まで、申立期間の国民年金被保険者記録が同町を管轄する社会保険事務所に移管されていなかった状況がうかがわれることから、申立人が同町に転入したときに、追納に係る納付書が作成されたとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から60年3月まで
結婚前に国民年金に加入し、昭和52年10月に結婚してからは、妻の国民年金保険料と私の保険料と一緒に近くの信用金庫や郵便局で納付していた。当時はA職をしており、勤務先で確定申告をすることが恒例であったし、障害で働くことができなくなったときのことも考えて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、婚姻前に国民年金に加入し、昭和52年10月の婚姻後は、その妻の国民年金保険料と併せて自身の保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年6月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、その時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金加入状況及び国民年金保険料納付状況を調査したところ、その妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年2月又は同年3月頃に払い出されたものであることが確認できた上、申立期間と同期間を含む52年8月から61年3月までの保険料は未納となっているなど、申立期間当時、申立人の妻の保険料が納付されていた状況も見受けられなかった。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 1 月まで
平成 3 年 10 月に結婚し、国民年金の第 3 号被保険者に切り替えるため、A 市 B 町の支所へ出向いた。その際、言われたとおりに国民年金保険料の未納分を全額支払い、支払った証明になるとして、年金手帳の国民年金の記録欄に、支払った期間が記入された。申立期間の保険料は支払い済みである。

第3 委員会の判断の理由

A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、平成 3 年 10 月 7 日の国民年金の第 3 号被保険者資格取得届出年月日として「3. 10. 25」と記録されていることから、申立人の第 3 号被保険者資格取得手続は同年同月 25 日に行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、上述の国民年金被保険者名簿において、申立期間、平成元年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 3 年 8 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届出年月日が、いずれも第 3 号被保険者資格取得届出年月日と同日の同年 10 月 25 日となっている上、オンライン記録においても、これらの期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理が同年 11 月 8 日に行われていることから、申立期間を含むこれらの期間は、第 3 号被保険者資格取得手続の際に、遡及して国民年金被保険者期間として追加処理された期間であるとみられるところ、これらの期間のうち、元年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料は過年度納付されており、同年 9 月の保険料は、3 年 10 月が過年度納付の納付期限であることから、当該保険料は、第 3 号被保険者資格取得手続を行った同年同月に納付されたものと推認できる。

以上の状況から、申立人は、平成3年10月に国民年金の第3号被保険資格の取得手続きを行い、その際、申立期間まで遡及して国民年金被保険者資格を取得した上で、国民年金保険料については、その時点で遡及可能な元年9月以降について遡及納付したものの、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は 50 万円となっているが、当該期間の標準報酬月額について A 社に確認したところ 56 万円となっていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の社会保険台帳によると、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定で 56 万円、11 年 10 月 1 日の定時決定で 50 万円と記録されている。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定で 56 万円、11 年 10 月 1 日の定時決定で 50 万円と記録されていたところ、12 年 3 月 9 日付けの処理により、11 年 5 月 1 日に遡って 50 万円に訂正されている上、当該処理日に近接する 12 年 2 月 28 日に、社会保険事務所（当時）が A 社に対し総合調査を行った記録があることから、申立人の記録訂正は、当該調査に基づくものであることが推認できる。

また、B 基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定で 56 万円、11 年 5 月 1 日の随時改定で 50 万円、同年 10 月 1 日の定時決定で 50 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A 社に申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、「当時の資料も無く不明である。月額変更届等は複写式のものを使い、社会保険事務所と厚生年金基金へ提出し

ていた。」との回答を得られた。

このほか、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく給与を得た上、当該給与に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 11 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 6 月から 45 年 2 月まで A 社から給与をいただいております、保険料も控除されている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における昭和 45 年 2 月分の給与明細書には、厚生年金保険料欄に 368 円と記載されており、同年 2 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録によると、A 社の離職日は昭和 45 年 2 月 10 日となっている上、B 基金から提出された加入員資格喪失届によっても、申立人の資格喪失日は同年 2 月 11 日と記録されており、これらの記録は厚生年金保険被保険者原票及びオンラインの記録と一致している。

また、上記の昭和 45 年 2 月分の給与明細書によれば、同年 2 月分の支給額は、それ以前の各月の支給額の半額程度となっていることを踏まえると、申立人が月末まで勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、事業主及び申立人が記憶している同僚から聴取しても、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる供述等は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間は申立事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。